

(様式3)

合流式下水道緊急改善事業 事業評価シート

評価実施年月：平成28年2月

1. 対象事業	武蔵野市合流式下水道緊急改善事業
2. 事業主体名称	武蔵野市
3. 計画期間	平成21年度～平成25年度
4. 対象事業の進捗状況	

①雨水浸透施設の設置状況は、平成25年度末で下記の通りとなり、浸透能力の合計は計画値を上回る結果となった。

	武蔵野第1処理区		武蔵野第2処理区	
	計画値	実績値	計画値	実績値
浸透ます	18,770基	21,751基	9,816基	8,973基
浸透トレンチ	30,080m	31,301m	15,582m	19,187m
浸透側溝	1,080m	1,080m	514m	514m
道路浸透ます・人孔	887基	1,030基	422基	422基
透水性舗装	90,920㎡	109,634㎡	41,981㎡	46,999㎡
雨水貯留浸透施設	2,257㎡	7,250㎡	—	—
浸透能力 合計	32,266㎡/hr	40,797㎡/hr	15,425㎡/hr	16,169㎡/hr

②武蔵野第1処理区における雨水貯留施設については、計画通り平成25年度までに4箇所全て設置済みである。

- ・ 雨水貯留池①の設置 (8,500m<sup>3</sup> (実績) / 8,500m<sup>3</sup> (計画) )
- ・ 雨水貯留池②の設置 (1,200m<sup>3</sup> (実績) / 1,200m<sup>3</sup> (計画) )
- ・ 雨水貯留池③の設置 ( 200m<sup>3</sup> (実績) / 200m<sup>3</sup> (計画) )
- ・ 雨水貯留管④の設置 ( 800m<sup>3</sup> (実績) / 800m<sup>3</sup> (計画) )

③雨水吐室のきょう雑物除去施設(スクリーン等の設置)については、計画通り平成25年度までに10箇所全て設置済みである。

- ・ 武蔵野第1処理区(雨水吐室 5箇所(実績) / 5箇所(計画) )
- ・ 武蔵野第2処理区(雨水吐室 5箇所(実績) / 5箇所(計画) )

5. 目標の達成状況

武蔵野第1処理区

区分	対策前 (未対策の状態)	当目標値 (分流式並み)	目標値 (平成25年度)	評価値 (平成25年度)
①汚濁負荷量の削減 汚濁負荷量 (kg/年)	356,387	309,856	276,443(100%)	266,401(113%)
②公衆衛生上の安全確保 放流回数(回/年)	52	25	22(100%)	16(120%)
③きょう雑物の削減 雨水吐室の対策(箇所)	0	5	5(100%)	5(100%)

武蔵野第2処理区

区分	対策前 (未対策の状態)	当面目標値 (分流式並み)	目標値 (平成25年度)	評価値 (平成25年度)
①汚濁負荷量の削減 汚濁負荷量 (kg/年)	8,548	7,277	5,916	5,789
②公衆衛生上の安全確保 放流回数 (回/年)	69	34	21	20
③きょう雑物の削減 雨水吐室の対策 (箇所)	0	5	5	5

- ・①汚濁負荷量の削減と②公衆衛生上の安全確保は、目標値を上回る結果となった。
- ・③きょう雑物の削減は、平成25年度までに計画通り対策を行った。

6. 対象事業の整備効果の発現状況等

- ・きょう雑物（ゴミ、吸殻、ビニール、塵芥類、汚物等）の捕捉値が30%以上を有する効果が証明された水面制御装置を設置し、きょう雑物の河川流出を削減した。
- ・下水道法施行令第6条第2項等に基づき、吐口の放流水質の調査結果から算出した武蔵野市の放流水質（BOD）は、合流式下水道の水質基準40mg/ℓに対し、15.5mg/ℓ（平成26年度調査）となっている。なお、合流改善指針にある分流式下水道の一般的な雨水水質（BOD）を参考に、本市では良好な水質を20mg/ℓとして設定している。
- ・下水道管内の流量実測値と整合するように不浸透域率を設定したシミュレーションの結果から、浸透施設が想定通りに機能して下水道管内へ流入する雨水量が減少していることを確認した。

7. 事業の効率化に関する取り組み状況

- ・当初計画で位置付けられていた雨水貯留施設の貯留容量約15,400 m<sup>3</sup>について、平成22年度末までの雨水浸透施設の設置実績と25年度末までの設置効果を見込み、約10,700 m<sup>3</sup>に見直しを行った。
- ・スクリーン等の設置については、下水道法施行令で定められた期間（平成25年度）までに完了することを目標に、工事期間が短く経済性に優れた水面制御施設などの新たな技術を導入し、計画的に事業を推進した。

8. 今後の方針

平成26年4月に改定した武蔵野市下水道総合計画に基づき、下記の取組を推進する。

- ・民間住宅等の民有地へ雨水浸透施設の設置を促進するため、助成金制度の啓発、PR等を推進していく。
- ・市立小中学校等における雨水貯留浸透施設の設置や公園等の緑地の確保、道路の透水性舗装や浸透ますの設置等、公有地における雨水浸透の推進を図っていく。
- ・工場や事業場などの事業者に対し、水質管理者の選任・水質測定の実施等について継続的に指導を行い、有害物質の下水道管きょへの流入防止を図っていく。
- ・下水道法第13条に基づく事業者への立入り調査及び水質検査（年4回）や、市内4か所の下水道管路内での水質調査を継続し、公共用水域の水質保全を図っていく。
- ・合流改善施設及び雨水浸透施設の能力・機能を維持するため、適正かつ効率的な維持管理を行っていく。